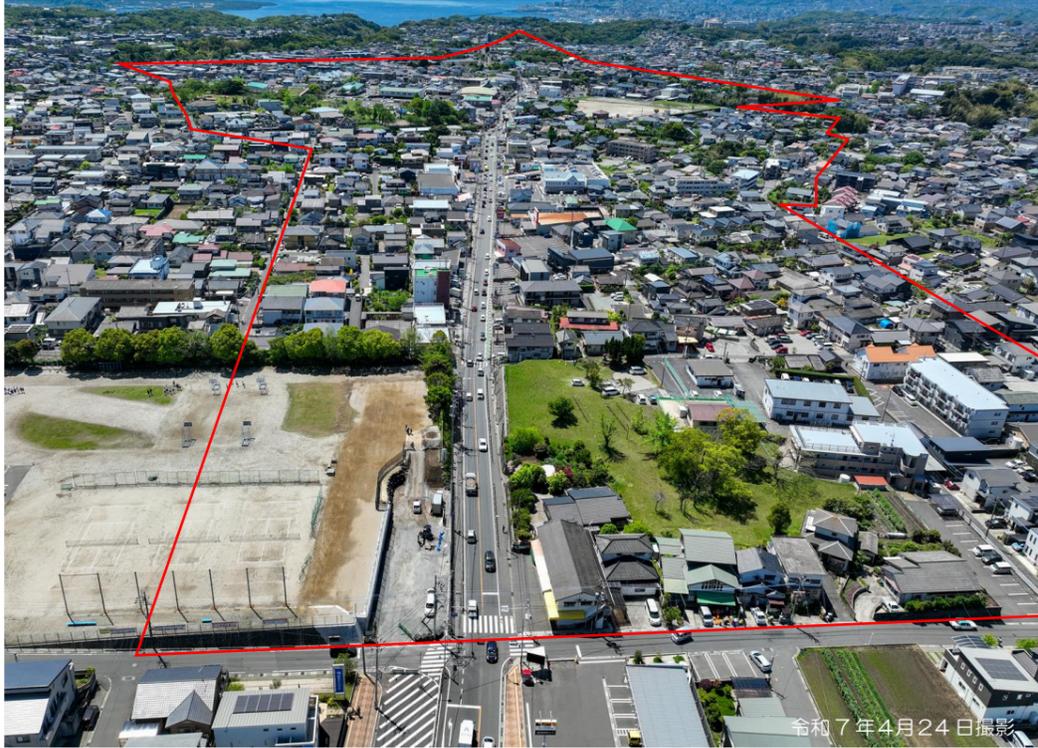


発行 鹿児島市建設局都市計画部  
吉野区画整理課  
TEL 099 (244) 4931 (吉野第二地区係)  
FAX 099 (244) 2292

# 区画整理だより

## 吉野第二地区 第13号



### 令和6年度を振り返って

皆様方におかれましては、日頃より吉野第二地区土地区画整理事業へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございました。

令和6年度は、皆様のご協力のもと、一部の仮換地(案)の個別協議、建物調査、道路築造工事等を進めることができました。また、23ブロックの仮換地修正案を土地区画整理審議会に諮問したほか、土地区画整理審議会委員選挙を執り行いました。

### 令和7年度の事業内容について

(令和7年6月時点)

令和7年度は当初予算約1億3千万円で、吉野中学校沿線の県道部の工事を継続してまいります。そのほか、引き続き仮換地(案)の個別協議を進め、土地区画整理審議会の開催を経て仮換地指定を行うとともに、建物調査を行ってまいります。

今年度も、事業を円滑に進めることができますよう、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 令和7年度事業概要

- ・ 吉野中学校擁壁工事(一部)
  - ・ 仮換地(案)の個別協議
  - ・ 建物調査
  - ・ 事業用地の維持管理など
- ※事業内容については、令和7年6月時点であり、今後事業進捗状況により、変更する可能性があります。

吉野中学校のご協力のもと、擁壁工事の完成に向けて事業を進めていきます。



マグマシティ PRキャラクター  
火山の妖精 マグニオン  
メガニオン・マルニオン

### 吉野中学校沿線の県道部の工事について

令和6年度に工事着手した60ブロックの吉野中学校グラウンド部分について、北側約40mに新しい擁壁が完成しました。

令和7年度は完成した擁壁部分のグラウンドの復旧と残りの擁壁設置工事に着手し、その後、残りのグラウンドの復旧に着手する予定です。

通行等にご不便をおかけしますが、ご協力よろしくお願いたします。



## 個別協議・仮換地指定状況

令和7年6月時点の仮換地(区画整理後の土地)指定の状況は左の図面のとおりです。



※個別協議は、施工計画図(ホームページに掲載)にあわせてブロックごとに進めてまいります。  
 ※吉野小学校付近、ファミリーマート吉野小前店付近に土地をお持ちの方々を中心に個別協議を順次進めております。

今後の個別協議・仮換地指定状況は、『区画整理』により、随時お知らせする予定です。協議がまだの方は、今後しばらくお待ちください。

## 令和6年4月1日から相続登記が義務化されました

相続登記の義務化とは？



相続人は、**不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内**に、相続登記をすることが法律上の義務になりました。また、遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。詳細は、法務局へお問い合わせください。



義務化より前(令和6年4月1日より前)に相続した不動産は、いつまでに登記が必要なの？

**令和9年3月31日までに**登記する必要があります。

あと2年くらいだね。



区画整理において、相続登記をするにはメリットはあるの？

相続登記をする事で、左記のような**メリット**があります。

- ① 仮換地交渉前に相続登記をすることで、権利者の意見をより正確に反映できます。また、仮換地指定通知後に一部の相続人から不満がでるリスクを減らすことができます。
- ② 相続による土地の分筆が仮換地前であれば、それぞれの間口や形状について、市と一緒に検討することができます。
- ③ 売却や譲渡などを、スムーズに行うことができます。

## 皆様へのお願い

区画整理区域内において、次のような事項がある場合は、吉野区画整理課まで届出・許可申請をお願いいたします。届出等の様式は、本市ホームページや吉野区画整理課にてご確認ください。

### 「届出」

- ① 所有権が移転した場合【所有権移転届出書】
- ② 住所・氏名が変わった場合【住所氏名変更届出書】
- ③ 代理人を定めた場合【代理人選任届出書】
- ④ 所有者の代表者を定めた場合【所有者の代表者選任届出書】
- ⑤ 相続人の代表者を定めた場合【相続人の代表者選任届出書】
- ⑥ 借地権の申告をする場合【借地権申告書】

### 「許可申請」

建築物及び工作物の新築や増築・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行う場合

【土地区画整理法第76条に基づく許可申請】

※令和7年4月から電子申請が可能なようになりました。

土地区画整理法第76条の許可申請にあたっては、容易に移動し、または除却し得る構造とする必要がなく、**移転補償費の額が70%以内となる**等の条件が付けられます。

### お問い合わせ先

鹿児島市建設局都市計画部  
 吉野区画整理課 吉野第二地区係  
 〒892-0871  
 鹿児島市吉野町2916番地  
 電話：099-244-4931  
 FAX：099-244-2292  
 E-Mail：ynoku-dai2  
 @city.kagoshima.lg.jp